

サイコウですか？ 債務控除です！！

前回、みなし財産について見てきました。現金・不動産などの本来の財産にみなし財産を加えたものがプラスの財産となりましたね。一方、亡くなった時点でマイナスの財産がある場合は、プラスの財産から控除することができます（控除できない場合もありますが、それはまとめて最後に）。今回はこの債務控除を学習します。

債務控除の対象になるのは 債務と お葬式費用です。

債務

債務と聞いて最初に思いつくのは借入金でしょうか。または、個人事業主であれば買掛金や未払金などの事業用の債務もあるでしょう。そんな大げさなものでもなく、例えば飲みやのツケなんかも立派な債務ですし、亡くなった時点で未払いだった医療費も債務控除の対象となります。また、本来なら亡くなった人が納めるべきだった所得税（準確定申告）や住民税・固定資産税などの税金も、相続税を計算する上では債務です。

それでは連帯保証人になっているケースはどうでしょう？債務控除ができるのは、亡くなった時点において確実なものに限ると規定されています。したがって、主たる債務者が破産や倒産によって返済不能が確定しており、亡くなった人が代わりに返済しなければならないことが確定していた場合のみ控除の対象となります。

それともう一つ。よく出てくるのがお墓等の購入未払金です。お墓自体が非課税財産（NO.7参照）なので、かかる未払金も控除できません。生前にキャッシュで購入しておけば、節税になりますね。

例) 現金100を持っていて

	相続税の課税対象額	
そのまま亡くなった場合	現金100	100
20のお墓を未払いで購入して亡くなった場合	現金100 お墓は非課税 未払金20は債務控除できない	100
20でお墓を現金で購入してから亡くなった場合	現金100-20=80 お墓は非課税	80



お葬式費用

お葬式にかかった費用も、債務控除として控除できます。厳密には債務ではありませんが、人が亡くなれば通常お葬式をあげるものですし、国民感情も考慮して控除することができる取り扱いとなっています。具体的に『これが葬式費用ですよ』との例示はありませんが、基本的にお葬式にかかった費用は全て対象になります。地方や宗教によって、お葬式の場面で使うアイテムは当然異なるでしょう。全く知らない人が見たら驚くようなものやこんなものでも、その地方（宗教）においては『それがなければお葬式が始まらない！』というようなものでしたら、葬式費用として認められます。

一方、お葬式費用として認められないものは例示があります。香典返戻費用（香典収入が非課税だから）、お墓等の購入費用（そもそもお葬式費用ではない）、四十九日等の法要費用、遺体解剖等費用です。ただし、お葬式と併せて初七日法要を行うことが慣例とされている地域で、葬式費用の中に法要費用も含まれているような場合は、実務上認められると思います。

対象とならない場合

相続を放棄した人や欠格・廃除に該当する人は債務控除の適用がありません。ただし、これらの人が実際にお葬式費用を負担した場合は、認められます。また、国外に住所を有する制限納税義務者（定義はNO.5参照）の場合は、そもそも国内にある財産にしか相続税が課されませんので、債務控除もその取得した財産にかかる一定のものしか控除できないことになっています（つまり、制限納税義務者はお葬式費用の控除ができません）。



お葬式に『生前、故人に金を貸してたんだ』という人が現れて、債務控除ができるぜ！と喜んではいけません。それはきっと詐欺です。